

市からの お知らせ



■児童扶養手当・特別児童扶養手当額の改定

児童家庭課（内線3613）
平成26年全国消費者物価指数が公表された結果、特例水準の段階的な解消とあわせて、平成27年4月分（8月11日支給分）から手当額が2.4%引上げとなります。

	支給区分 （月額）	平成27年3月分まで （改定前）	平成27年4月分から （改定後）
児童扶養 手当	全部支給	41,020円	42,000円
	一部支給	41,010円 ～9,680円	41,990円 ～9,910円
特別児童扶 養手当	1級	49,900円	51,100円
	2級	33,230円	34,030円

■障がい者の自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します

福祉給付課 障がい福祉係（内線3564）

助成限度額10万円

●自動車運転免許取得費の場合

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかを所持する方で自動車運転免許取得資格がある方

申請に必要なもの

印鑑（認印可）・履歴書・運転免許適性相談結果票（3か月以内のもの）・障害者手帳
※自動車教習所入校前に申請してください。免許取得期限があります。

●自動車改造費の場合

（身体障がい者のみ）

対象者 上肢障害、下肢障害又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持する方
※所得に一定の制限があります。

対象自動車 身体障がい者本人の意義で、身体障がい者本人が運転する自動車
申請に必要なもの

印鑑・改造業者見積書・所得証明書（本人又は扶養義務者）・車検証・運転免許証・身体障害者手帳※改造される前にご相談ください。

■浦添市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

福祉給付課 障がい福祉係（内線3564）

4月1日より浦添市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施します。この事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的として、補聴器購入費等の一部を助成するものです。

申請窓口

福祉給付課 障がい福祉係

対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす児童が対象となります。
・市内に住所を有すること。
・18歳（平成9年4月2日生まれ以降）に達する日以降の最初の3月31日までにある者。

・身体障害者手帳の交付対象とならない者のうち、補聴器を装用することにより言語の習得などの一定の効果が期待できると医師が判断する者。
※ただし、交付対象者及び交付対象者の属する世帯全員の市町村民税所得割税額が46万円を超える場合は、助成対象外となります。

助成額 見積額又は基準価格のいずれか低い額の3分の1（1,000円未満切捨）
申請に必要なもの

・申請書・医師意見書・補聴器等の見積書・その他市長が必要と認める書類

申請の流れ

浦添市役所 福祉給付課にて購入相談後、所定の申請書類をお渡しします。

必要書類を添えて福祉給付課窓口にて、申請手続き。

助成費支給決定後、対象者へ決定通知書と助成券を送付します。

補聴器業者へ助成券と自己負担額を支払い受取り。

■4月～6月は狂犬病予防注射月間です。

環境保全課（内線3216）

犬の所有者には、その犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務付けられています。生後91日以上の子犬は、市の実施する集合注射または動物病院で狂犬病予防注射を受けさせましょう。

市の実施する集合注射は、5月から6月に予定しています。日程等については集合注射の時期に市ホームページでお知らせします。

■平成27年度放課後子ども教室開設説明会の開催について

生涯学習振興課（内線6063）

学校や自治会を拠点として子どもたちの放課後の居場所づくりを行いませんか？今年度の開設教室募集にあたり、説明会を開催します。
日時 4月10日（金）10時から

場所 市役所6階会議室
対象 放課後子ども教室開設希望者
申込方法 電話・ファックス・メールにて、参加者氏名と連絡先を連絡ください。

（FAX 879-7280）
（メール syogaku@city.urasoe.lg.jp）

申込締切 4月8日（水）まで。※要申込
その他 詳しくは市ホームページでも掲載しております。

■市税は納期限内に納めましょう

納税課（内線2315・2318）

市税は、行政サービスを行うために欠かせないものです。皆さまが納めた税金は、学校、道路、公園などの整備、社会福祉サービスなど、身近

な生活に役立っています。

行政サービスの財源を確保するために市税の納期限内納付をお願いします。

納付は便利な口座振替で！

市税の納付を口座振替にすると、納期限の日に口座から自動的に市税が納付され、「うっかり忘れ」を防ぐことができます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

●口座振替ができる市税

市県民税（普通徴収）

●口座振替のできる金融機関

関

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・コザ信用金庫・ゆうちょ銀行

●口座振替の申込方法

「預金通帳」「通帳届出印」「納税通知書」をお持ちになり、口座振替をする金融機関で申込みください。
※詳しくは市ホームページまたは納税課まで問い合わせください。

「コンビニ・ペイジーで納付

市税は、金融機関のほかコンビニやペイジー（インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM）で納付できます。

●「コンビニ・ペイジーで納付できる市税

市県民税（普通徴収）
固定資産税・軽自動車税

納期限内納付が難しい場合

病気や失業など、やむを得ない理由で納期限内に納付が困難な場合は、分割納付などの方法もありますので、お早めに納税課までご相談ください。

■平成27年度固定資産税について

資産税課（内線2261・2265）

評価替えについて

平成27年度は、3年に1度行われる固定資産の評価替えがある年度です。土地・家屋について評価額の見直しが行われますが、家屋については、算出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、評価額は引き上げられることなく、前年度の評価額に据え置かれます。
納税通知書の発送について

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。届かない場合には、資産税課まで問い合わせください。
納期限について

平成27年度固定資産税の第一期の納期限は4月30日（木）です。納期限を過ぎて

■平成27年度「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料金助成事業」を実施します。

国民健康保険課 庶務係（内線3711）

内容 1回の施術につき800円の助成（利用券を交付）します。※1セット6回分、2セットを限度とする。
実施期間 平成28年3月31日（木）まで。

対象者 国民健康保険加入者で末梢神経疾患又は運動器疾患により医師の診断を受けたことのある方。ただし、国民健康保険税に滞納のない世帯に限ります。

施術の制限 施術は、本市の指定する担当施術所で、被保険者1人につき1日1回の利用です。

申請方法 国民健康保険被保険者証と印鑑を持って国民健康保険課窓口で申請をしてください。

※長寿（後期高齢者）医療制度加入者は該当しません。予算の都合上、利用券の交付を年度途中で終了する場合もありますので、ご了承ください。